

交通機関の運休、気象警報・防災気象情報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の場合における授業、定期試験の休講措置について（大学院）

（最近改正）令和8年9月2日

JR西日本（神戸線（JR大阪駅～JR姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（阪急大阪梅田駅～阪急神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（阪神大阪梅田駅～阪神元町駅））のうち2線が同時に運休した場合、神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合、また、神戸市灘区（六甲台地区）に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）、特別警報又は次の表の警戒レベル4相当、警戒レベル5相当の気象警報が発表された場合及び灘区に警戒レベル4避難指示・警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合は、当日のその後に予定されている授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除され、及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合は次のとおり授業を実施する。

- 午前6時までに交通機関が運行し、又は、気象警報が解除され、及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合、若しくは避難指示・緊急安全確保が解除された場合
1時限目の授業から実施する。
- 午前10時までに交通機関が運行し、又は、気象警報が解除され、及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合
午後1時以降に開始する授業から実施する。
- 午後2時までに交通機関が運行し、又は、気象警報が解除され、及び当該防災気象情報が警戒レベル4相当以上に該当しない状態となった場合
午後5時以降に開始する授業から実施する。

警戒レベルに対応した気象警報・注意報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1相当	早期注意情報			

その他の気象警報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪	}	休講対象
警報	暴風、大雪、暴風雪		
	波浪		

休講措置の特例

上記 1～3 の場合にかかわらず、経済学研究科長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、経済学研究科の授業について、休講等の措置をとることがある。

情報の確認及び休講等の周知方法

気象警報・防災気象情報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、気象庁、神戸市その他関係機関・自治体が公表する情報による。ただし、交通機関の運休、気象警報・防災気象情報の発表又は避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合、休講等の措置を学内掲示板、うりぼーネット、経済学部ホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

(注)

1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
2. 演習又は研究指導等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
3. 休講になった授業（定期試験）の取扱いについては、別途掲示する。

この取扱いは、令和 8 年 9 月 2 日から施行し、改正後の規定は令和 8 年 7 月 2 日から適用する。